

第 4 1 8 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った、第 3 に掲げる各決定に対する審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書を一部公開とした決定のうち、第 6 の 4(5) エにいう本件入選研究等を非公開とした決定は妥当ではないので公開すべきであるが、その他の部分を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断及び答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

第 3 本件各審査請求に至る経過

1 審査請求①について

- (1) 令和 3 年 10 月 12 日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成 12 年名古屋市条例第 65 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次の行政文書の公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

本市教育委員会における
令和 3 年度ナゴヤ・スクール・イノベーション
実践者ならびに視察研究者の応募書
別紙の通りの者

- (2) 同月 26 日、実施機関は、本件公開請求①に対して、「ナゴヤ・スクール・イノベーション令和 3 年度実践者（候補者）応募書（請求に係るもの）」（以下「本件行政文書①」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、また、「ナゴヤ・スクール・イノベーション令和 3 年度視察研究者（候補者）応募書（請求に係るもの）」（以下「本件行政文書②」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- (3) 令和 4 年 1 月 20 日、審査請求人は、本件処分①及び②を不服として、審査庁である名古屋市長（以下「審査庁」という。）に対して審査請求を行った。

2 審査請求②について

(1) 令和 4年 7月27日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次の行政文書の公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

令和 4年度ナゴヤ・スクール・イノベーション

実践者、視察研究者について

- 1 応募者一覧と決定者一覧
- 2 決定者の学校名と氏名・研究題目
- 3 決定者の応募書と応募理由書

(2) 同年 8月16日、実施機関は、本件公開請求②に対して、「ナゴヤ・スクール・イノベーション令和 4年度実践者（候補者）応募書及び理由書（請求に係るもの）」（以下「本件行政文書③」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分③」という。）を行い、また、「ナゴヤ・スクール・イノベーション令和 4年度視察研究者（候補者）応募書（請求に係るもの）」（以下「本件行政文書④」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分④」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同月30日、審査請求人は、本件処分③及び④を不服として、審査庁に対して審査請求を行った。なお、実施機関は、本件処分③及び④のほかに、本件公開請求②に対して公開及び一部公開の決定を行っているが、審査請求は、本件処分③及び④に対して行われたものである。

第 4 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書①から④（以下これらを「本件各行政文書」という。）の一部を公開しない理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 条例第 7条第 1項第 1号に該当

本件各行政文書には、ナゴヤ・スクール・イノベーション（以下「本件事業」という。）実践者及び視察研究者（以下「本件実践者等」という。）の年齢、経験年数、個人の私的な活動や研究の内容等が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるため、該当する部分については非公開とする。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

(1) 本件実践者等の年齢（以下「本件年齢」という。）は、個人情報にあたり、一般人の感受性を基準にして、通常他人に知られたくないものであり、

また、公務員であっても年齢そのものは職務遂行の内容に係るものではないのであるから、当該情報が非公開情報にあたることは明らかである。

- (2) 本件実践者等の教職経験年数及び現任校（園）経験年数（以下これらを「本件教職経験年数等」という。）については、職員としての身分取扱いに係る情報であるため、職務の遂行に係る情報には該当しない。

また、経験年数から本件実践者等の年齢が推測されうる情報でもあることから、本件年齢と同様、通常他人に知られたくないと認められ、当該情報が非公開情報にあたることは明らかである。

- (3) 本件実践者等の研究と研修歴（以下「本件研究・研修歴」という。）の内容の中には、以下のアからウの情報が含まれている。

ア 職務として行った研究・研修歴（入選・受賞等したもの及び評定・結果をとみなわない研修等）（以下「本件研究・研修歴①」という。）

イ 職務として行った研究・研修歴（入選・受賞等しなかったもの）（以下「本件研究・研修歴②」という。）

ウ 私的に行った研究・研修歴（以下「本件研究・研修歴③」という。）

- (4) 本件研究・研修歴①は、公務員の職務遂行の内容に係る情報に該当するため、条例第 7 条第 1 項第 1 号アに基づき、公開を行っている。

- (5) 本件研究・研修歴②は、上記(4)と同様に公務員の職務遂行の内容に係る情報に該当するが、その内容を公開することによって、本件実践者等が研究入選・受賞等しなかった事実を公開することになり、本件実践者等のそれぞれの能力、資質等について様々な憶測がなされる蓋然性がある。

したがって、当該情報は、本件実践者等の個人の権利利益を不当に害するおそれがあるため、非公開情報に該当する。

- (6) 本件研究・研修歴③は、本件実践者等個人の私的な活動の情報である。一般人の感受性を基準にして、通常他人に知られたくないと認められ、当該情報は非公開情報に該当する。

- (7) なお、本件研究・研修歴②について単独で非公開とした場合、「入選・受賞しなかった研究・研修歴がある」という事実を明らかにすることとなるが、本件研究・研修歴③と合わせて非公開とすることで、本件研究・研修歴②の存否やその件数などが分からなくなることから、本件研究・研修歴①については、公開としている。

(8) 審査請求人は、「名古屋市学校教育（以下「本市教育」という。）に連動して予算を伴い実施している本件事業に参画することに、本人が関連必要事項として認識し、自己アピールのために応募書に記述しているものであって、応募書の研究・研修歴等を非公開事項にすることは、常識的にも合理性がない。」旨主張する。しかしながら、応募書類に私的な活動等の経歴を記載したからといって、それは当該事業への参画に係る選考のために記載したものであって、行政文書公開請求上、広く第三者市民に開陳されることを了承して記載したものではないのだから、審査請求人の主張は認められない。

(9) よって、「実施機関が公開・公正・情報共有の原則に背を向ける」という審査請求人の指摘はあたらない。そもそも、公開・非公開の決定は条例に基づいて合理的になされるものであって、研究者の記載動機と関連づけてなされるものではない。したがって、審査請求人の主張は認められない。

第 5 審査請求人の主張

1 本件各審査請求の趣旨

本件各審査請求に係る処分を取り消し、法的に非公開とするもの以外は公開すべきとの裁決を求める。

2 本件各審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭での意見陳述で主張している本件各審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 教育は公のものであり、学校は公的機関である。市教育行政や学校教育の推進にあたっては、努めて市民に開かれた透明性の高いことが求められ、公教育の実施にあたっては、情報は可能な限り公開されるべきである。

(2) いくつもの事件事例からも学校教育の信頼信用が揺らいでいる今日、学校教育を担う実施機関が、公開・公正・情報共有の原則に背を向けることは許されない。

(3) 本件事業の本件実践者等募集の要項には、事業内容として「特色ある教育実践を行っている先進事例の視察」、「研究をする」、「研究内容を報告書にまとめるとともに、研究内容を発信し、本市教育に還元する」と位置付けている。

(4) 特に重要なのが、実践や視察で得た事柄を「本市教育に還元する」ことであり、ひとつは次に続く人を育てることである。そのためにこそ、本件

実践者等の研究目標、置かれた立場や経歴経験の透明性と公開性が求められる。

(5) 「本件教職経験年数等」を「知られたくないもの」にして非公開としているが、本件実践者等は教育公務員として勤務しており、経験年数は客観的事実である。例年年度末 3 月下旬に個々の教員の氏名と前任・転任校が、新聞紙上で発表され、広く市民に紹介されるのである。

(6) 教育基本法（昭和22年法律第25号）第 9条には、教員は絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならないと規定し、教育公務員特例法（昭和24年法律第 1号）第21条にも同様の規定がある。教員の研修は自己の責任で自主的、自律的に行う自主研修が基本であることは、教育学の常識である。

(7) 行政研修以外の研修を個人の私的な活動として、他人に知られたくないものと実施機関が判断することは、自主研究を不当に貶めるもので全く理解できない。私的な研修を行うことこそが教員として職務の遂行である。

(8) 本市教育に連動して予算を伴い実施している本件事業に参画することに、本人が関連必要事項として認識し、自己アピールのために応募書に記述しているものであって、応募書の研究・研修歴を非公開事項にすることは、常識的にも合理性がない。

(9) 今回の実践・視察の公務を遂行するに資するものであるならば、趣味や特技、社会的な貢献活動でも「知られたくないもの」に勝手にカウントする必要はない。「様々な憶測がなされる蓋然性がある」から非公開とするなど、上記第 4の 2(5) の実施機関の主張は、およそ論理の体をなしておらず滑稽ですらある。

第 6 審査会の判断

1 争点

本件各行政文書に記載されている本件年齢、本件教職経験年数等及び本件研究・研修歴②及び③（以下これらを「本件各非公開情報」という。）が条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の

保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件各行政文書について

(1) 本件事業は、実施機関が教育改革を本市全体で推進するため「ナゴヤ・スクール・イノベーション」と銘を打ち、子ども一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を推進するものである。その一環で、「選抜した教員による実践研究」として、教員から本件実践者等を公募・選抜し、担当する学級・学年・教科等における授業改善の実践や先進的な学校（園）の視察研究に取り組んでいる。

(2) 本件実践者等の公募は、名古屋市立学校（園）に対して行い、応募資格は、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校の教諭、養護教諭及び栄養教諭であり、教職経験年数が4年目以上の者などの条件がある。

(3) 本件実践者等の募集要項によると、実践者の応募の際は、応募書と併せて応募理由書として、研究題目とその設定理由、実践方法及び実践計画を提出することとされている。また、視察研究者の応募の際は、令和3年度は応募書と併せて、応募理由書として、視察目的、視察候補学校（園）とその選定理由、本市教育への生かし方を記載し、令和4年度は応募書に学びたいことや本市教育への生かし方、視察候補学校（園）を記載し、提出することとされている。

(4) 本件各行政文書は、本件実践者等の応募書類であり、校（園）名欄、職名欄、名前欄、年齢欄、教職経験年数欄、現任校（園）経験年数欄、研究歴と研究の内容欄及び校（園）長所見欄等の各欄から構成されている。

4 条例第7条第1項第1号の該当性について

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、「個人の意識、信条、身体的特徴、健康状態、職業、経歴、成績、家庭状況、所得、財産、社会活動等に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはで

きないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることを定めるものである。

なお、本号はただし書アにおいて、公務員等の職、氏名に関する情報は、その職務行為に関する情報と不可分の要素であり、説明する責務の観点からこれらを公開することとしているが、当該公務員等の氏名を公開することにより、当該公務員個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合は、これを非公開とすることとしている。

(2) 本件各非公開情報は、個人に関する情報であり、本件各行政文書に記載された本件実践者等の校（園）名、職名、氏名等が、本件各行政文書により公開されていることから、特定の個人を識別することができるものと認められる。

(3) 次に、本件各非公開情報が、通常他人に知られたくないものに該当するか否かを検討する。

ア 本件年齢について

本件年齢は、上記(2)のとおり本件各行政文書により本件実践者等の氏名が公開されていることから、通常他人に知られたくないものと認められる。

イ 本件教職経験年数等について

本件教職経験年数等のうち、教職経験年数は、経験年数から年齢が推測されうる情報であり、上記(2)のとおり本件各行政文書により本件実践者等の氏名等が公開されていることから、通常他人に知られたくないと認められる。

また、現任校（園）経験年数についても、教職経験年数と同様に個人の経歴に関する情報であり、上記(2)のとおり本件各行政文書により本件実践者等の氏名が公開されていることから、通常他人に知られたくないものと認められる。

なお、審査請求人は、上記第5の2(5)において、本件教職経験年数等は客観的事実であり、例年年度末3月下旬に、昇任・転任一覧が新聞紙上で発表されており、個々の教員の氏名と前任・転任校が広く市民に紹介されると主張しているが、新聞紙上で公表されているものは、あくまでその時点における名古屋市全体の教員の人事異動の情報であり、教員ごとの職歴を過去にさかのぼって公表しているものではない。

ウ 本件研究・研修歴②及び③について

本件研究・研修歴②及び③は、本件実践者等が行った研究・研修歴で

ある。上記(2)のとおり本件各行政文書により実践者等の氏名等が公開されていることから、当該情報は、通常他人に知られたくないと認められる。

(4) 以上のことから、本件各非公開情報は、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないものに該当すると認められる。

(5) 次に、本件実践者等は実施機関の教員であり公務員であることから、本件各非公開情報が本号ただし書アに該当するか否かを検討する。

ア 本件年齢は公務員個人の私的な情報、また本件教職経験年数等は公務員個人の経歴にあたる情報であり、公務員の職務遂行の内容にかかる情報であるとは認められないため、本号ただし書アに該当しない。

イ 本件研究・研修歴②は、上記第4の2(5)のとおり、職務として行った研究・研修歴であるが、公開することによって、本件実践者等が研究入選・受賞等しなかった事実を公開することになり、本件実践者等のそれぞれの能力、資質等について様々な憶測がなされる蓋然性があり、個人の権利利益を不当に害するおそれがあるため、非公開情報に該当すると実施機関は主張している。当該実施機関の主張に不合理な点はなく、本件各行政文書においては、既に氏名が公になっていることから、結果として本件研究・研修歴②を非公開とせざるを得ない。

ウ 本件研究・研修歴③は、本件実践者等が私的に行った研究・研修であり、上記第4の2(6)において、実施機関が主張するとおり、本件実践者等個人の私的な活動の情報であることから、公務員の職務遂行の内容にかかる情報とは認められないため、本号ただし書アに該当しない。

エ しかしながら、本件各行政文書を当審査会にて見分したところ、本件研究・研修歴②及び③の中に、入選・受賞等した研究及び評定・結果をともしなわぬ研修（以下「本件入選研究等」という。）が含まれていた。当該情報は、職務として行った研究・研修歴であり、当該個人の権利利益を不当に害するおそれも認められないことから、本号ただし書アに該当すると認められる。

(6) 以上のことから、本件各非公開情報のうち、本件入選研究等は条例第7条第1項第1号に該当するとは認められないが、それ以外の情報は、本号に該当すると認められる。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会の処理経過

1 調査審議までの経過

(1) 審査請求①について

年 月 日	内 容
令和 4年 2月 4日	諮問書の受理
4月14日	弁明書の写しの受理
8月 2日	反論意見書の受理

(2) 審査請求②について

年 月 日	内 容
令和 4年 9月 8日	諮問書の受理
10月17日	弁明書の写しの受理
令和 5年 1月12日	反論意見書の受理

2 調査審議以降の経過

年 月 日	内 容
令和 5年 6月16日 (第62回第 2小委員会)	調査審議
7月27日 (第63回第 2小委員会)	調査審議及び審査請求人の意見を聴取
8月18日 (第64回第 2小委員会)	調査審議
9月15日 (第65回第 2小委員会)	調査審議
10月13日 (第66回第 2小委員会)	調査審議
11月17日 (第67回第 2小委員会)	調査審議

12月13日	答申
--------	----

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 森絵里、委員 米澤孝充